

改正要綱	現行要綱
<p style="text-align: center;">高知県水産多面的機能発揮対策支援交付金交付要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 県は、水産業・漁村の持つ水産多面的機能の強化を図ることを目的として国が定める漁場生産力・水産多面的機能強化対策交付金交付等要綱（平成25年5月16日付け25水港第123号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）、漁場生産力・水産多面的機能強化対策交付金交付等要綱の運用（平成25年5月16日付け25水港第125号水産庁長官通知。以下「要綱運用」という。）及び<u>海洋環境の変化に対応した漁場保全緊急対策事業の運用（令和6年12月17日付け6水港第2081号水産庁長官通知。）</u>に基づき実施する事業に要する経費について、次に掲げる者（以下「交付事業者」という。）に対して、予算の範囲内で交付金を交付する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>第3条～第17条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u> この要綱は、令和8年1月7日から施行する。</p> <p>以下 (略)</p>	<p style="text-align: center;">高知県水産多面的機能発揮対策支援交付金交付要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 県は、水産業・漁村の持つ水産多面的機能の強化を図ることを目的として国が定める漁場生産力・水産多面的機能強化対策交付金交付等要綱（平成25年5月16日付け25水港第123号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び漁場生産力・水産多面的機能強化対策交付金交付等要綱の運用（平成25年5月16日付け25水港第125号水産庁長官通知。以下「要綱運用」という。）に基づき実施する事業に要する経費について、次に掲げる者（以下「交付事業者」という。）に対して、予算の範囲内で交付金を交付する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>第3条～第17条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>以下 (略)</p>